

●日本ポピュラー音楽学会 編集委員会規則

2001.12.1 採択、2005.11.12.改正

第1条 本委員会は日本ポピュラー音楽学会編集委員会と称する。

第2条 本委員会は日本ポピュラー音楽学会の出版に関する活動を目的とする。

第3条 本委員会は次の活動を行う。

1. 学会誌の発行
2. その他

第4条 本委員会は次の委員で構成される。

1. 委員長（編集を担当する理事）
 2. 理事会が会員のうちから指名し、会長が委嘱した委員若干名
- 2) 1.および2.の任期は2年とし、連続して3期の再再任はできないものとする。

第5条 本委員会は、委員長または委員の過半数の要求により、招集することができる。

付則1 本委員会規則は2001年12月1日から施行される。

付則2 本委員会規則は2006年1月1日から施行される。

●『ポピュラー音楽研究』編集規程

1 本誌の定義

本誌は日本ポピュラー音楽学会の学会誌であって、1年に1巻を発行する。

2 本誌の目的

本誌は原則として本会会員の研究発表にあてるものとする。

3 本誌の構成

- 1) 本誌に、論文、研究ノート、関連領域文献解題、書評論文／書評、年次大会記録、研究例会記録、その他の各欄を設ける。
- 2) 1)の項目のほか必要に応じて欄を設ける。欄の新設に際しては、編集委員会が決定するものとする。

4 原稿の掲載

原稿の掲載は編集委員会の決定による。

付則1 本規程は2006年1月1日から実施される。

- 2 本規程は2012年1月1日から実施される。

●『ポピュラー音楽研究』論文投稿規程

1 論文の原則

日本ポピュラー音楽学会（以下、学会）の個人会員および学生会員は、編集委員会規則および編集規程・論文投稿規程・執筆要領に基づき、未公刊の個別論文を、年度ごとに1本に限り、和文または英文で投稿することができる。

1) 学会員との連名・共同研究の場合、非学会員が著者となることは妨げない。

2 論文の提出

投稿にあたっては、別記の執筆要領にそって作成した原稿の電子データファイルを編集委員会宛に電子メールで送付する。

1) 提出の期日は、原則として毎年5月末日とする。

3 論文の採否

投稿された論文の採否については、編集委員会および査読委員の選考を経るものとする。査読委員は、原則として論文の内容に関連した専門領域の会員2名とするが、該当する会員がいない場合には非会員に依頼する場合もある。

1) 論文投稿規程・論文等執筆要領、および査読の結果にもとづき、投稿原稿の内容・形式の双方について、加筆・訂正および再提出を求めることがある。

2) 印刷の形態および掲載順などについては、編集委員会が決定する。

4 論文等の原稿中、図・表・譜例等の製版において、特に費用を要するものについては、著者の負担とする。

5 論文等の原稿において、第三者の著作権ほかの知的財産権の侵害がないことに、著者は責任をもつものとする。論文等の原稿中に、著作権処理を必要とする図・表・譜例等の利用があった場合には、著者の側でその手続きを行い、編集委員会にその旨を報告するものとする。

6 論文の校正は、原則として初校のみ著者校正とする。その際、誤植訂正にとどめ、原則として付加・削除は認めない。

7 論文の著者には、掲載された論文の抜刷を50部送付する。

8 本誌に発表された論文等の著作権は、著者に帰属する。なお、学会は、本誌に発表された論文等について、著者に許諾を得ることなく、学術情報公開の目的のために電子データ等の形で再度刊行し、あるいは他の機関等に刊行させることのできる権利を留保するものとする。

9 本誌に発表された論文等を他の著作に転載する場合には、本誌の名称および掲載巻号を明記しなけ

ればならない。

- 付 則 1 本規程は 1996 年 4 月 20 日から実施される。
- 2 本規程は 1998 年 10 月 25 日から実施される。
 - 3 本規程は 2002 年 12 月 7 日から実施される。
 - 4 本規程は 2006 年 1 月 1 日から実施される。
 - 5 本規程は 2008 年 1 月 1 日から実施される。
 - 6 本規程は 2011 年 1 月 1 日から実施される。
 - 7 本規程は 2012 年 1 月 1 日から実施される。
 - 8 本規程は 2014 年 1 月 1 日から実施される。
 - 9 本規程は 2018 年 1 月 1 日から実施される。
 - 10 本規程は 2021 年 1 月 1 日から実施される。

●『ポピュラー音楽研究』論文等執筆要領

1 論文等の執筆にあたっては、以下の要領によること。

2 書式の原則

1) 原稿は A4 版・横書きとする。

2) 字組

MS Word で作成し、40 字×30 行で書式設定すること。

段組みは行わないこと。

上下・左右のマージンを 30mm とすること。

3) 本文の字数 (図・表・譜例等、注、文献リストを含む)

(1) 論文：和文は原則として 20,000 字以内。

英文は原則として 6,000 語以内。

(2) 研究ノート：和文は原則として 12,000 字以内。

英文は原則として 3,600 語以内。

(3) 書評論文／書評：和文のみで原則として 4,000 字以上 8,000 字以内。

4) 字句・叙述

(1) 和文の場合、現代かなづかい・常用漢字・算用数字を使用すること。なお、文献研究の際の引用部分についてはこの限りではない。

(2) 学術論文にふさわしく、叙述は簡潔・明瞭なものとする。

3 論文に関する要領

1) 論文の構成

表紙には、本文のほか、表紙・キーワード・和文要約・英文要約を必ず添付すること。

なお、論文の構成は以下の通りとする。

(1) 1枚目「表紙」:

タイトル・(必要な場合) サブタイトル・著者名・所属機関を、それぞれ日本語および英語で1行ずつ記入し、連絡先として有効なメールアドレスを記入すること。

(2) 2枚目「キーワード」および「要約」:

キーワード…英語で5語を選定すること。なお、論文タイトル中の用語・術語と重複してもかまわない。

要約…和文要約は300字程度、英文要約は150語前後とする。

(3) 3枚目以降「本文」:

本文の冒頭には、タイトル・(必要な場合) サブタイトルのみを記入し、著者名・所属機関などは記入しないこと。

(4) 注

(5) 文献リスト

2) 英文要約

英文要約は、必ず英文学術論文に堪能なものの校閲を受けること。

3) 図表(図・表・譜例等)

(1) 本文中に図表を用いる場合、原稿中に組み入れたかたちでWord原稿を作成すること。

(2) 掲載にあたっては、印刷用のグラフィックデータが必要となるので、印刷に耐えうる形式・品質の図表ファイルを用意し、編集委員会の求めに応じて送付すること。

4) 注

注は原則として文末注とし、参考文献リストの前に置き、通し番号をつけること。

5) 参考文献リスト

(1) 文献は、著者姓のアルファベット順にならべること。なお、著者が4名以下の場合はすべての著者のフルネームを表記し、5名以上の場合は姓のみとすること。

(2) 単行本文献例「著者名, 発行年, 書名, 出版社名。」

例: 細川周平, 1990, 『レコードの美学』, 勁草書房。

(3) リーディングズ文献例「著者名, 発行年, 題名. 編者名, 書名, 出版社名。」

例: 三井徹, 2005, 「企画流行歌の誕生期——〈アラビアの唄〉〈青空〉再考」. 三井徹(監修), 『ポピュラー音楽とアカデミズム』, 音楽之友社. 9-41.

(4) 雑誌論文文献例「著者名, 発行年, 題名. 雑誌名, 巻数, 号数。」

例: 小川博司, 1984, 「ポピュラー音楽の変容——音楽への社会学的アプローチのために」. 『ソシオロギス』, 5: 25-37.

(5) 同一著者が同一年に複数の論考を発表している場合は、文献リストの発行年に続けて、「a, b, c」とアルファベットをふること。

例: 小川博司, 1988 a, 『音楽する社会』, 勁草書房。

(6) 外国語文献の表記については、上記に準ずるが、下記の点が異なる。

*以下の3点はイタリック体で表記すること。

a 単行本書名

b リーディングズ書名

c 掲載雑誌名

* リーディングズおよび雑誌中の引用文献は、イタリックにせず引用符(“ ”)で囲むこと。

例 a : Frith, Simon, 1996, *Performing Rites: On the Value of Popular Music*, Oxford: Oxford University Press.

例 b : Kelly, William H. 1998, “The adaptability of karaoke in the United Kingdom.” Mitsui, Tôru and Hosokawa, Shûhei (eds.), *Karaoke around the World: Global Technology, Local Singing*, London: Routledge. 83-101.

例 c : Negus, Keith, 1995, “Where the mystical meets the market: Commerce and creativity in the production of popular music.” *Sociological Review*, 43, 2, 316-41.

* なお、翻訳を利用した場合は、文献表記に続けて、「訳書発行年, 訳者名, 訳書名, 出版社名。」の順で記述すること。また、この場合も、訳書名は『』で囲むこと。

6) その他の表記

(1) 主要な術語・外国人名などは、初出の段階で訳語と原語とを併記すること。なお、これらのものは、原稿中、原語表記のままでもかまわない。

(2) 引用については、本文中に「[著者姓, 発行年, 引用ページ]」の順で明示すること。

例: 「すなわち、音楽のノリと酔いはコンサートホールに隔離されていたのである」[小川, 1988a, 91]。

(3) 学会誌全体の表記統一の必要から、投稿原稿の内容の可否とは別に、編集委員会が字句・表記の変更を行うことがある。

ただし、執筆者のこれまでの発表論文との関連・継続性などの点から、上記のものとは異なる表記方法・形式をとる必要のある場合は、その旨(例: 日本音楽学会方式準拠など)を表紙部分に明記し、かつ編集委員会に申し出ること。

7) 謝辞

(1) 謝辞が必要な場合は、投稿時ではなく、掲載決定後に提出すること。

(2) 投稿論文のもととなる研究がいずれかの団体から助成を受けている場合、その旨を謝辞の中で明記すること。

8) 英語論文の書式

英語論文の書式については、*MLA Formatting and Style Guide* を参照のこと。

4 本要領の改廃については、編集委員会の議を経るものとする。

付 則 1 本規程は 1996 年 4 月 20 日から実施される。

2 本規程は 2006 年 1 月 1 日から実施される。

3 本規程は 2010 年 1 月 1 日から実施される。

4 本規程は 2011 年 1 月 1 日から実施される。

5 本規程は 2012 年 1 月 1 日から実施される。

6 本規程は 2021 年 1 月 1 日から実施される。